

# 建築基準法による確認申請手数料の改正

長野県(地方事務所を含む)に確認申請をする場合の手数料

建築確認手数料(円)＝建築計画の審査に要する料金＋構造計算適合性判定に要する料金								
建築物	建築計画面積の合計 A (㎡)	建築計画の 審査に要する 料金(円)	適合性判定を行う 部分の床面積の合計 B (㎡)	適合性判定に要する料金				
				認定プログラム 使用有り	認定プログラム 使用無し			
建築物	$A \leq 30$	5,000	$B \leq 1,000$	100,000	150,000			
	$30 < A \leq 100$	9,000						
	$100 < A \leq 200$	14,000						
	$200 < A \leq 500$	19,000						
	$500 < A \leq 1,000$	34,000						
	$1,000 < A \leq 2,000$	48,000				$1,000 < B \leq 2,000$	130,000	200,000
	$2,000 < A \leq 10,000$	140,000				$2,000 < B \leq 10,000$	140,000	240,000
	$10,000 < A \leq 50,000$	240,000				$10,000 < B \leq 50,000$	180,000	310,000
	$50,000 < A$	460,000	$50,000 < B$	310,000	580,000			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の計画変更                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積が増加する場合                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→増加部分の床面積に相当する額</li> </ul> </li> <li>・計画変更                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→変更部分の床面積の1/2に相当する額</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○移転、大規模修繕・模様替、用途変更                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→当該部分の床面積の1/2に相当する額</li> </ul> </li> <li>○移転、大規模修繕・模様替、用途変更の計画変更                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→当該部分の床面積の1/2に相当する額</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の新築・増築・改築する場合及び大規模修繕・模様替を行う場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→適合性判定を行う部分の床面積の合計に相当する額</li> </ul> </li> <li>○計画変更を行う場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→計画変更に伴い適合性判定を行う部分の床面積の合計の1/2に相当する額</li> </ul> </li> <li>○移転及び計画変更して移転する場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→適合性判定を行う部分の床面積の合計の1/2に相当する額</li> </ul> </li> </ul>					
<p>(計算例)</p> <p>※下記のように、900㎡の既存建物に120㎡の増築を計画し、増築部分はエキスパンとはらず構造的には同一棟として構造計画・構造計算を行う場合あるいは、エキスパンをとって構造的に別棟として構造計画・構造計算を行う場合の建築確認申請の手数料は、</p> <p>【構造的に同一棟の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築計画の審査に要する料金 = 建築計画面積の合計A＝増築面積の120㎡で14,000円</li> <li>2 適合性判定に要する料金 = 適合性判定を行う部分の床面積の合計Bは、 構造計画・構造計算を行う面積1,020㎡(120+900)で 認定プログラム使用で+130,000円、認定プログラム使用無しで+200,000円よって確認手数料は <u>認定プログラム使用で144,000円、認定プログラム使用無しで214,000円となります。</u></li> </ol> <p>【構造的に別棟の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築計画の審査に要する料金＝同一棟と同じ14,000円</li> <li>2 適合性判定に要する料金 = 適合性判定を行う部分の床面積の合計Bは構造計画・ 構造計算を行う面積120㎡で 認定プログラム使用で+100,000円、認定プログラム使用無しで+150,000円よって確認手数料は <u>認定プログラム使用で114,000円、認定プログラム使用無しで164,000円となります。</u></li> </ol> <p>※上記計算例は建築基準法第86条の7の規定が適用される場合の例です。</p>								

